

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

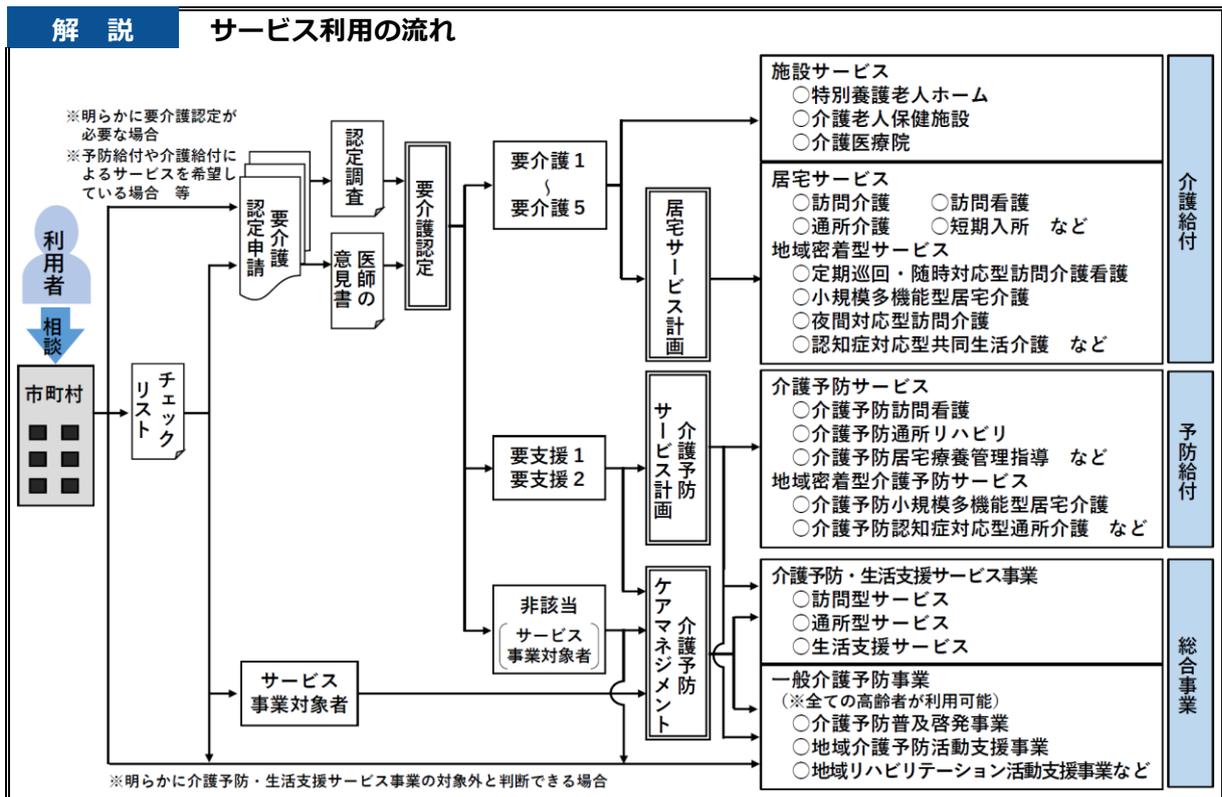
柱1 介護保険サービス等の適切な提供

現状と課題

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。



主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画^{*}を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

主要施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます。

構成施策① 介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、日常生活圏域^{*}ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

構成施策② 介護保険制度の円滑な運営

- 市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

表2-1 介護サービス給付費等の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計	2040 (令和22)
総給付費(a) (居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス)		7,102億円	7,362億円	7,588億円	2兆2,054億円	9,097億円
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・ 高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料(b)		366億円	376億円	385億円	1,127億円	459億円
介護サービス給付費等 合計 (a) + (b) = (c)		7,468億円	7,738億円	7,973億円	2兆3,181億円	9,556億円
要支援・要介護認定者数(d)		472,420人	486,225人	499,290人		625,276人
1人あたり給付費等(c/d)		1,581千円	1,591千円	1,597千円		1,611千円

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

表 2-2 第9期計画期間の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保険料	第1号被保険者	5,332億円
	第2号被保険者	6,259億円
公費	国庫負担金	4,199億円
	国調整交付金	1,159億円
	県負担金	3,336億円
	市町村負担金	2,898億円
合計		2兆3,181億円

県高齢福祉課作成

➤ **介護保険財政安定化基金の運営**

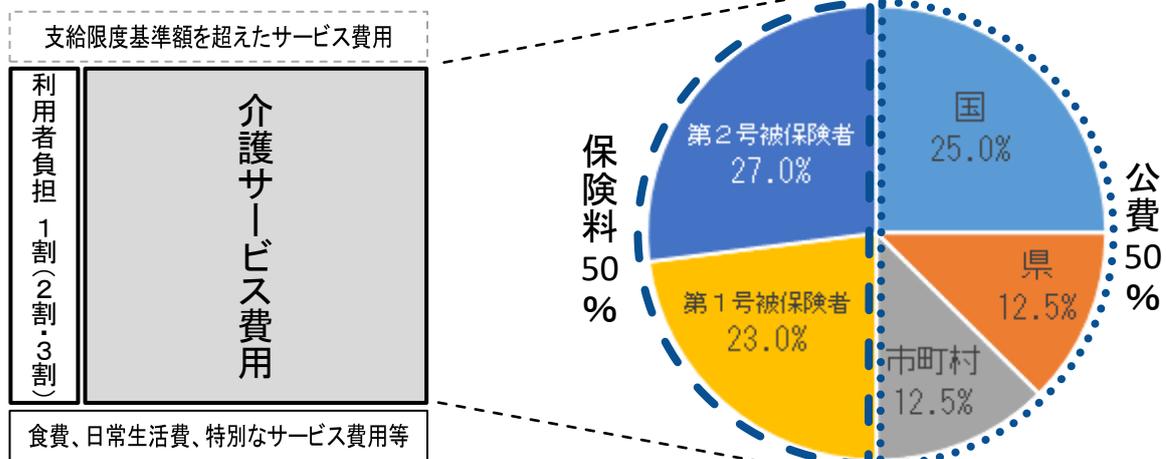
各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2023年度（令和5年度）末残高（見込み）	約48億円
-----------------------	-------

解 説 介護保険制度における費用負担

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されます

介護サービスを利用する場合には、費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）が利用者負担となります。残りは、介護給付費で賄われ、その財源は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です



※ 施設に係る公費負担割合は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となります。

（注1）第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

（注2）第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付

主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮や、サービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

構成施策① 低所得者の負担への配慮

➤ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額（1世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

➤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

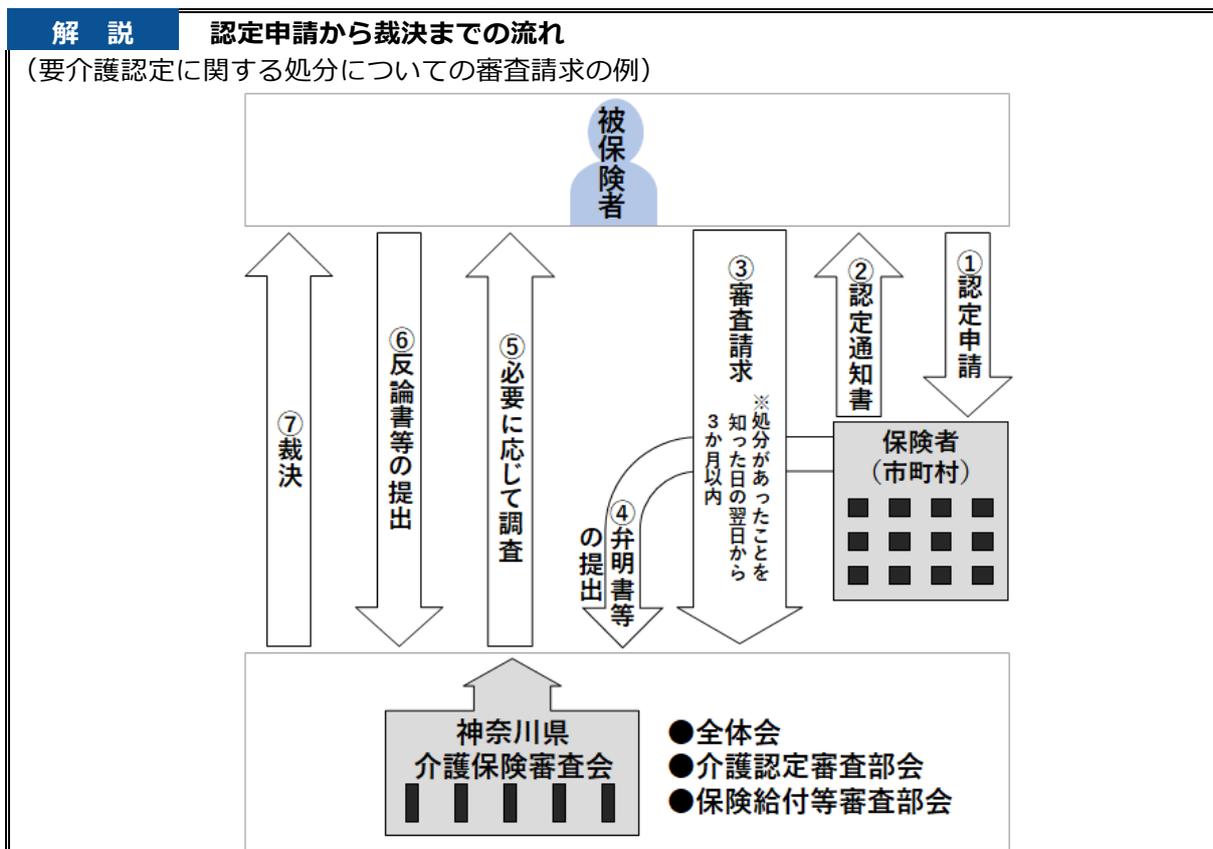
低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の1割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則4分の1を軽減します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
172	低所得者利用負担対策事業(市町村)	低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助します。

構成施策② 介護保険審査会の運営

- 介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新

- 適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者からの申請に基づき人員、設備等に関して審査します。県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設*及び介護医療院*は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。
- 介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。
- なお、2012年（平成24年）4月から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年（平成30年）4月から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

- 介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。
- 指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。
- 事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告のあり方も含めて指導を徹底するほか、個別に県に報告のあった事件事例・内容を精査し、改善すべき点や好事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

指導	集団指導	【集団指導講習会】介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、「集団指導講習会」を開催します。
		【新規セミナー】新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。
		【開設予定事業者向け説明会】指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。
	運営指導	介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより、原則、実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。
	市町村支援	地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。
	その他の指導	未届の有料老人ホームに集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。
監査		<p>介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図るため、介護サービス事業者に対して監査を実施します。</p> <p>監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。</p>

構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

▶ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が事業者から報告を受け、県が指定する調査機関及び公表機関が事実関係を調査した上で公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取組により、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、介護サービス情報の公表制度を運用します。

▶ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員※（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

<p>介護サービス 情報の公表</p>	<p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。</p> <p>神奈川県指定情報公表センター かながわ福祉サービス振興会 ホームページ https://center.rakuraku.or.jp/</p> 
<p>介護情報サービス かながわ</p>	<p>かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。</p> <p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。</p> <p>介護サービス情報かながわ ホームページ https://kaigo.rakuraku.or.jp/</p> 
<p>県ホームページ</p>	<p>介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報をはじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。</p> <p>県ホームページ「介護保険制度について」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html</p> 

構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
173	福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」(運営主体は神奈川県社会福祉協議会)において、評価機関の認証・評価調査者の養成等、第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行います。

解 説 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のサービス評価

認知症高齢者グループホーム[※]は、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、次のうちいずれかによる外部評価を受けることが義務づけられています。

- ① 県が選定した評価機関が行うもの
- ② 市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告するもの

これは、自己評価結果と外部評価結果を対比、公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実

- 市町村が実施する介護サービス相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。
- 相談・苦情対応体制の充実を図るため、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村が監査等を実施するなど、関係機関の連携に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
174	介護サービス相談員派遣等事業(市町村)	介護サービスの提供の場に介護サービス相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数	23 市町村	24 市町村	25 市町村	26 市町村	27 市町村

柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、人材の養成、確保と資質の向上に取り組むことが重要です。
- 本県の介護人材にかかる需給推計は次のとおりであり、需給の差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。

2023年（令和5年）			2025年（令和7年）			2040年（令和22年）		
需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差
160,655人	150,492人	10,163人	170,757人	154,301人	16,456人	203,805人	157,374人	46,431人

（出典）厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」（神奈川県分）

- 認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組めます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金^{*}」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

指標

指標	現状	目標
事業所における介護労働実態調査「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合	2022年 63.6% (令和4年)	2026年 60.0% (令和8年)
指標の考え方	多様な人材の確保、資質の向上及び労働環境の改善等により、人材の確保・定着対策を推進し、事業所における従業員の不足感の改善を図ります。	

主要施策1 人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉の各分野のサービス需要の増加に円滑に対応するため、各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

- 県立保健福祉大学において保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
175	県立保健福祉大学の運営(公立大学法人)	看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成しています。 また、広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成するため、大学院を設置しています。 さらに、大学の附置機関である「実践教育センター」では、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立保健福祉大学の就職希望者の就職率	99.5%	100%	100%	100%	100%

構成施策② 介護職員等の養成

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成に取り組みます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
176	介護職員初任者研修修了者の養成(民間)	介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修(介護職員初任者研修)を実施し、介護職員を養成します。
177	介護支援専門員の養成(県)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、実務につくための研修を実施します。
178	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステム*の構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	137	187

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数	1,383人	400人	400人	400人	400人

解説 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員とは、要介護者・要支援者からの相談を受け、その心身の状態等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようにサービス事業者等との連絡調整を行う、介護保険制度の重要な役割を果たす職種です。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有します。

保健・医療・福祉の実務経験者で、都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し「介護支援専門員実務研修」の課程を修了した人が、介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証の交付を受けます。

実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、

- ①介護保険制度に関する基礎的知識
- ②認定に関する基礎的知識・技術
- ③居宅サービス計画・施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識・技術
- ④保健医療・福祉サービスに関する基礎的知識・技術

があることの確認を目的として行われます。

医師等の法定資格に基づく業務及び相談援助業務を通算して5年以上経験している者が受験できます。

介護支援専門員は次のことが義務付けられています。

- ①要介護者等の人格を尊重し常にその立場に立ち、サービスが特定の種類や事業者・施設に不当に偏らないよう公正・誠実に業務を行うこと
- ②指定居宅介護支援等基準の基本取扱方針に従い業務を行うこと
- ③専門知識・技術の水準を向上・その他資質の向上を図るよう努めること

構成施策③ 看護師等の専門人材の養成

- 県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
179	県立看護専門学校の運営(県)	質の高い看護師等の養成を進めます。 (衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校)
180	看護師等養成所運営費補助(県)	民間の看護師等養成所での養成を支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立看護専門学校の卒業生数	263人	255人	255人	255人	255人

キーワード 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士^{*}養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

構成施策④ 介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成

- 要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護サービス相談員の養成を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
181	介護認定調査員等研修事業(県)	公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。
182	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。

主要施策2 人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士[※]・介護福祉士等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進

- 保健・医療・福祉分野の人材確保・定着を図るため、「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、新規の就業や有資格者の再就職を支援します。
- 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、資格取得、職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
183	「かながわ福祉人材センター」による就労支援(県)	「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あっ旋事業、就職相談会に取り組みます。また、福祉介護の仕事の魅力発信・普及啓発を図るため、現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催します。
184	福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業(県)	「かながわ福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援を行います。
185	潜在介護福祉士等再就業促進事業(県)	結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供します。
186	「神奈川県ナースセンター」による就業支援(県)	「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。
187	介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
キャリア支援専門員による相談支援件数	8,672人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
介護未経験者等参入促進事業による就労者数	116人	108人	108人	108人	108人

構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

- 専門人材を育成・確保するため、県内で就業する意思を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。県内で一定期間就業するなどの条件を満たすことで修学資金の返還を免除します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	対象職種	事業内容
188	看護師等修学資金貸付事業(県)	看護師 保健師 助産師	看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
189	理学療法士等修学資金貸付事業(県)	理学療法士 作業療法士*	理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
190	介護福祉士等修学資金貸付事業(県)	介護福祉士 社会福祉士*	次の者に必要な資金を貸与します。 ①社会福祉士、介護福祉士を目指す者の専門学校等修学資金 ②介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する者が、介護福祉士実務者研修の受講に要する資金 ③介護職としての資格や経験を有する離職中の者が、介護職として再就職するための準備資金

構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

- 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
191	神奈川県版ファーストステップ研修(県)	中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。
192	介護職員のキャリアアップ支援(県)	介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員の研修受講費用等の補助対象人数	308人	333人	288人	300人	300人

構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

- 福祉・介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や、外国人介護人材の確保を促すための取組を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
193	高校生介護職場体験促進事業(県)	「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。 また、インターンシップによる職場体験を行います。
194	介護人材確保対策推進会議(県)	行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。
195	福祉・介護職場体験事業(県)	福祉介護の仕事に関心のある未経験者に職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。
196	外国籍県民への就労・定着支援(県)	外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行います。また、介護現場で必要なビジネスマナー等の研修を行います。
197	留学生等マッチング事業(県)	外国人留学生や特定技能外国人(介護)と受入介護施設とのマッチング支援を行います。
198	外国人介護福祉士候補者支援事業(県)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国した外国人介護福祉士候補者の国家試験合格を支援するため、来日1～4年目の全候補者に対して国家試験対策講座等を実施します。
199	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助(民間)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設が、学習支援及び施設研修を行う費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
外国籍県民介護職員等定着支援事業による職業あつ旋登録者数	191人	281人	283人	285人	287人

構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進

- 福祉・介護人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民など多様な人材の確保・定着を図るため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めます。また、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメントセミナーを実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
200	「介護フェア in かながわ」の開催(県)	11月11日の介護の日の関連イベントとして「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービス事業所の表彰や、若者介護職員の生の声などを伝えるなど、広く県民に介護の仕事の魅力ややりがいを発信します。
201	かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護職員のモチベーションアップを図ります。
202	「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。
203	介護職員表彰等事業(県)	介護職員の各種表彰を実施します。 【神奈川県介護賞】 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰します。 【神奈川県社会福祉関係者等表彰】 民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を表彰します。 【かながわ福祉みらい賞】 社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。
204	介護事業経営マネジメント支援事業(県)	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催やアドバイザーを派遣し、職場環境に応じた経営マネジメント支援を行います。
205	介護職員子育て支援代替職員配置事業(県)	介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助します。
206	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業(県)	介護職員のキャリアパス制度等について、介護サービス事業者等に周知や介護報酬の加算取得に向けた助言等を行い、介護職員等処遇改善加算の新規取得や労働環境の向上に向けた介護サービス事業者の取組を支援します。
207	介護サービス事業者ハラスメント対策推進事業(県)	介護職員が安心して働ける環境を整備するため、介護現場におけるハラスメント対策の普及啓発や、ハラスメント対策に係る施設管理者のマネジメント技術向上研修等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員等処遇改善加算の取得率	94.0%	97.5%	98.0%	98.7%	99.3%
優良介護サービス事業所「かながわ認証」の新規認証事業所数	11事業所	39事業所	20事業所	20事業所	20事業所

主要施策3 人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

◇ 介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。

構成施策① 介護職員の資質の向上

- 施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護技術に関する研修や講座を実施します。
- 施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
208	地域密着型サービス関係研修事業(県)	地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するため、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。
209	喀痰吸引等研修支援事業(県)	介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。
210	メンター制度等導入支援事業(県)	新人介護職員の職場定着を図るため、メンター制度等を整備する意欲のある事業者を対象とした、制度構築につながるロールモデルの提供や効果を伝える研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	161
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	137	191
介護職員のキャリアアップ支援(県)		192

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域密着型サービス関係研修の受講者数	330人	392人	392人	392人	392人
喀痰吸引等研修支援事業の実施数	179件	230件	230件	230件	230件
メンター制度導入セミナーの参加者数	85人	80人	80人	80人	80人

構成施策② 介護支援専門員の資質の向上

○ 実務に携わっている介護支援専門員*の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(178) 再掲	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。(本掲はP135)
211	包括的支援事業 (市町村)	地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数(再掲)	1,383人	400人	400人	400人	400人

構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上

○ 保健・医療・福祉サービスに携わる各職能団体と連携しながら、専門人材の確保と資質向上に取り組みます。

団体名		
・神奈川県医師会	・神奈川県歯科医師会	・神奈川県薬剤師会
・神奈川県看護協会	・神奈川県歯科衛生士会	・神奈川県栄養士会
・神奈川県理学療法士会	・神奈川県作業療法士会	・神奈川県言語聴覚士会
・神奈川県社会福祉士会	・神奈川県介護支援専門員協会	・神奈川県介護福祉士会

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
212	看護師等資質向上推進事業(県)	看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	161
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	138	191

構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

- 介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(182)	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。(本掲はP136)
213	高齢者居住支援事業(県)	生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

解 説

地域医療介護総合確保基金(介護分)の概要

地域医療介護総合確保基金は、医療介護総合確保法に基づき、都道府県が設置・運営する財政支援制度です。医療分は2014年(平成26年)、介護分は2015年(平成27年)に制度が開始されました。

都道府県は、法に基づく都道府県計画を作成し、基金を財源として当該計画に記載された事業を実施します。

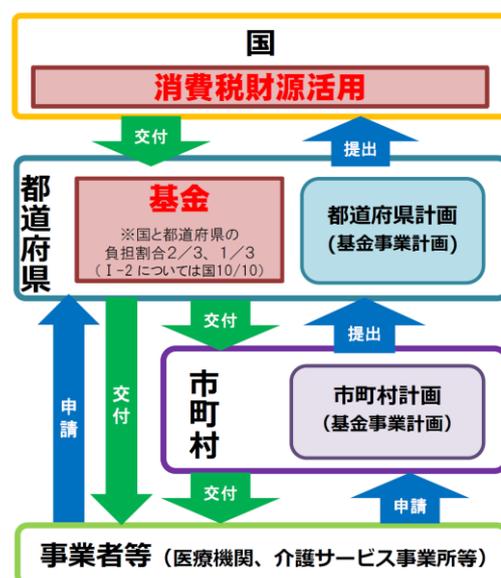
基金を造成するため、国は必要な費用の3分の2、都道府県は3分の1を負担します。

国が負担する費用については、消費増税分を充てることとされています。

全国一律が原則となる介護報酬に対し、この基金事業は地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があります。

神奈川県における介護分の基金事業の活用額は、制度開始からの累計で約458億円に上ります。

(2015年～2022年の8年間の累計)



【地域医療介護総合確保基金(介護分)の対象事業】

介護施設等の整備に関する事業

- 1 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- 2 介護施設の開設準備経費等への支援
- 3 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 等

介護従事者の確保に関する事業

- 1 参入促進
- 2 資質の向上
- 3 労働環境・処遇の改善

その他、雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する認証評価制度の運営 等

柱3 介護サービス提供基盤の整備

現状と課題

- 介護サービスの提供基盤の整備について、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきました。今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、在宅で暮らすことを望んでいる人が多く、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 常時介護が必要で、自宅等で暮らすことが困難な人のために、引き続き特別養護老人ホーム*などの介護保険施設*等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームは、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であるため、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心して安全に暮らせるよう、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域*における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステム*の構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

指標

指標	現状	目標
特別養護老人ホームのユニット化率	2022年度 51.8% (令和4年度)	2030年度 70.0% (令和12年度)
指標の考え方	利用者の状況に応じ、在宅と同様の住み慣れた環境で適切なケアを行える介護サービス提供基盤の整備を進めることを目指して、特別養護老人ホームのユニット化を推進します。 施設の居住環境の改善を図り、施設におけるサービスの質の向上を推進します。	

主要施策1 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

- 市町村は、介護保険事業計画※において、身近な日常生活圏域（概ね中学校区）を定め、必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。
- 地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設※、認知症高齢者グループホーム※及び地域密着型特定施設※については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。
- 県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。
- 県は、地域のニーズに応じ、市町村域を越えた施設の広域利用の調整を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
214	地域密着型サービス施設等整備費補助 (県・市町村)	地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。

構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。
- 施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

➤ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、透析、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれます。また、施設における看取りの役割が重要になっていくため、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

➤ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
215	特別養護老人ホーム 整備費補助 (県・指定都市・中核市)	社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。
216	介護老人保健施設※整備費補助 (県・指定都市・中核市)	医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。
217	民間社会福祉施設整備 借入償還金補助(県・横浜市・川崎市(注))	独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。 注 その他の市町村においても独自の制度を実施している場合があります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度 (実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
特別養護老人ホームの定員数	39,221床	40,084床	40,994床	41,402床	42,803床	43,716床
うち地域密着型 介護老人福祉施設	856床	856床	856床	885床	943床	972床
介護老人保健施設の定員数	20,383床	20,383床	20,329床	20,233床	20,383床	20,383床
うち定員29名以下の 介護老人保健施設	144床	144床	144床	144床	144床	144床

➤ 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、介護専用型特定施設*及び混合型特定施設*については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症高齢者グループホームの定員数	13,936床	14,035人	14,389人	14,642人	15,137人	15,515人
介護専用型特定施設の定員数	7,253床	7,464床	8,465床	8,615床	8,765床	8,965床
地域密着型特定施設の定員数	295床	295床	295床	295床	353床	353床
混合型特定施設の定員数	33,407床	33,443床	34,138床	34,583床	34,834床	35,204床

➤ 介護サービスと障害サービスの連携

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障がい児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

構成施策③ 短期入所施設の整備

- 在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要です。市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量の短期入所施設を整備します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
短期入所施設の定員数	6,427床	6,540床	6,186床	6,064床	6,042床	5,971床

構成施策④ 軽費老人ホームの整備等

- 軽費老人ホーム※（ケアハウス※）は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設です。新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 （年度） （実績）	2022 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
軽費老人ホームの定員数	2,135 床	2,135 床	2,135 床	2,135 床	2,135 床	2,135 床
うちケアハウス	1,501 床	1,501 床	1,501 床	1,501 床	1,501 床	1,501 床

構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等

- 養護老人ホーム※は、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 （年度） （実績）	2022 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
養護老人ホームの定員数	1,335 床	1,335 床	1,335 床	1,335 床	1,335 床	1,335 床
生活支援ハウス※の定員数	15 床	15 床	15 床	15 床	15 床	15 床

主要施策2 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

- 入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、ユニット型を推進していきます。
- 市町村や施設に対し、特別養護老人ホームのユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。
- ユニットケア*の効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
218	高齢者施設改修費補助 (県・市町村)	入所者の自立した生活を支援するため、特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進(再掲)

- 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護保険施設における看護職員研修(県)	68	58
「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	69	59
高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)		60
認知症介護研修事業(県)	117	161

構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲）

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	132	173

構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰

- 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
かながわベスト介護セレクト20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	140	201

主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者福祉施設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者福祉施設等の災害対策の整備が喫緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、感染症対策研修の実施など、施設の感染症対策への支援を進めます。

構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化

- 国が作成したマニュアル等を活用し、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。
- 災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。また、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。
- 災害等が発生した際に、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援するため、介護施設等を対象とした業務継続計画（BCP）の作成・訓練等に係る研修等を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
219	給水設備等整備補助事業(県)	高齢者福祉施設の給水設備、非常用自家発電設備の整備等に必要なる費用を補助します。
220	介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	介護施設等を対象とした業務継続計画(BCP)の作成・訓練等に係る研修等を行い、災害や感染症等が発生した場合にあっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援します。

構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

- 災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に向けた取組を進めます。
- 福祉関係団体等を構成員とするかながわ災害福祉広域支援ネットワークにおいて、災害発生時に団体間の相互支援が円滑に行われるよう、ネットワーク構成団体の連携強化を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
221	災害時被災状況報告システムの運用(県)	災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告システム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。
222	かながわ災害福祉広域支援ネットワークの取組(県、団体)	大規模災害発生に備え、高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、ネットワーク構成団体との連絡会等を開催し、連携の強化を図ります。

構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

- 高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底を図ります。
- 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、令和3年度介護報酬改定により高齢者福祉施設等の業務継続計画(BCP)の策定等が義務付けられたことを踏まえ、「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドライン」の周知や作成・訓練等に係る研修等を行うなど、計画作成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
223	高齢者福祉施設等職員向け感染症防止対策研修等の実施(県)	高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	151	220

柱4 介護現場の革新

現状と課題

- 少子高齢社会の進展と、生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層厳しくなる中で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の変革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられ、介護ロボットやICTといったテクノロジーを活用し、デジタル化を推進することは、こうした課題への有効な解決策となり得ます。
- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化は急務であり、文書に係る負担軽減の取組が必要です。

目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

指標

	指標	現状	目標
	介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率	2023年 51.4% (令和5年)	2026年 62.0% (令和8年)
指標の考え方	質の高い介護サービスの提供を推進するためには、エビデンスに基づく介護を実践してもらう必要があります。そのため、国が推進する科学的介護情報システム(LIFE)を活用した、エビデンスに基づく介護サービスの質の向上の取組を進めることで、事業所が得られる加算の取得率を、ICT導入経費の補助や介護生産性の向上に取り組むことで年3.5%ずつ向上させ、2026年に62.0%とすることを目標とします。		

主要施策 1 介護現場の生産性向上

介護ロボット・ICTを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者の触れ合う時間や利用者の安心感が増すよう取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護現場の生産性向上を図るため、介護ロボット・ICTの導入を促進し、職務環境の改善、介護職員の負担軽減に努めます。
- ◇ 介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進

- 介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、ロボット企業に対し現場ニーズに沿った開発を促すとともに、介護現場に対しては、円滑な導入に向けたサポートを行うことで、介護ロボット・ICTの導入を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
224	介護ロボット普及推進事業(県)	介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。 機器の普及を推進するため、介護ロボット公開事業所を位置付け評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学、導入効果を情報交換するセミナーなどを開催します。
225	ICT導入支援事業(県)	介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一貫して行うことができる介護ソフトやタブレット端末等の購入経費等を補助します。 また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。
226	ロボット産業特区広報事業費(県)	様々な生活支援ロボットの体験を通じて、その有効性を実感してもらい、安心してロボットを導入できるよう、一定期間ロボットを貸与する取組を行います。
227	介護ロボット実用化促進事業費(県)	介護施設や在宅介護における課題を解決するため、介護に適したロボットの実証及び効果検証を行います。また、実証結果を分析することで、実用化に向けた改善を行い、介護ロボットの開発を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護施設等への介護ロボット導入支援補助金による導入台数	2,219 台	2,312 台	2,467 台	2,467 台	2,467 台
ICT導入支援補助金による導入事業所数	266 事業所	256 事業所	253 事業所	253 事業所	253 事業所

構成施策② 文書負担軽減の取組

- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。
- 押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、文書の簡素化、標準化を推進し、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施します。
- ウェブ入力や電子申請などICTの活用による負担軽減を可能とするために、国や事業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、デジタル化を推進することで、エビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により適切なケアを実施するとともに、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビッグデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施

- 介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表します。
- 利用者の状態の維持・改善状況の評価指標として「未病指標」の介護現場での活用を進めるとともに、「未病指標」の機能向上に向けた精緻化を図ります。
- エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
介護ロボット普及推進事業(県)	154	224

構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

- 従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビッグデータを蓄積するためICTを介護現場のインフラとして積極的に導入します。
- 介護保険事業所が厚生労働省の科学的介護情報システムに負担なくデータを提出するとともに、情報システムからフィードバックを受けてエビデンスに基づいた介護サービスを提供できるよう支援します。
- これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オンラインによる研修等の実施を推進します。

【主要事業・再掲分】

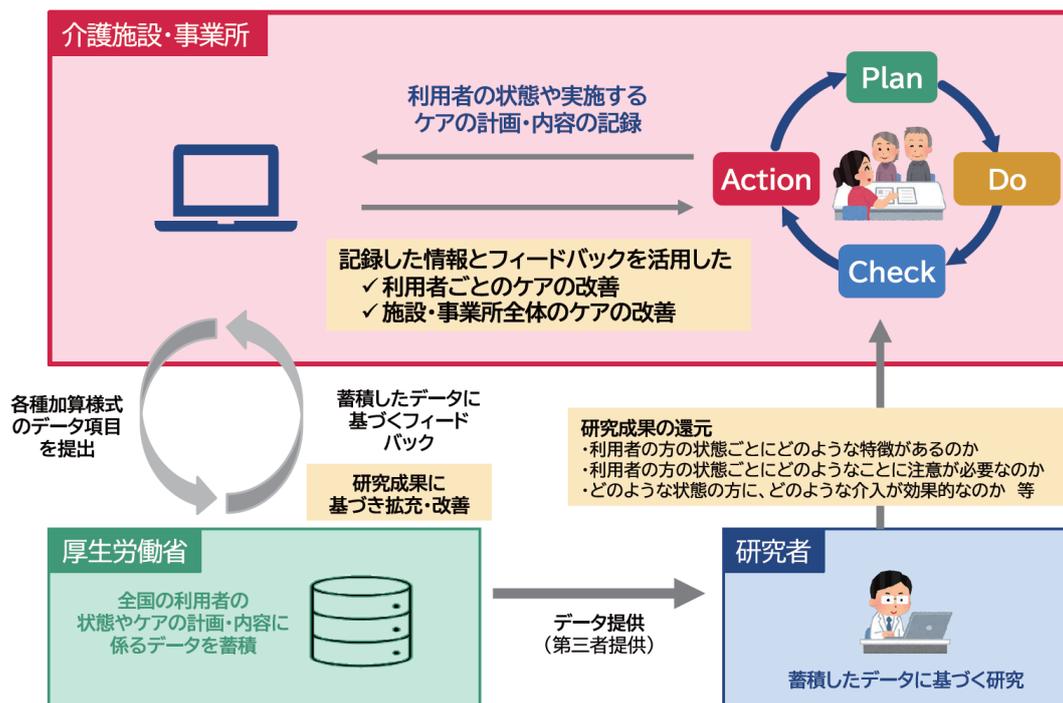
事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
ICT導入支援事業(県)	154	224

キーワード 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」

Long-term care Information system For Evidence の頭文字からLIFEとして2021年4月から稼働しています。

介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用したPDCAサイクルが進むことで日々のケアが継続的に改善していくこと、また、蓄積データに基づく研究が進み知見が創出されることを通して、科学的根拠に基づく介護の実践につながることを期待されます。



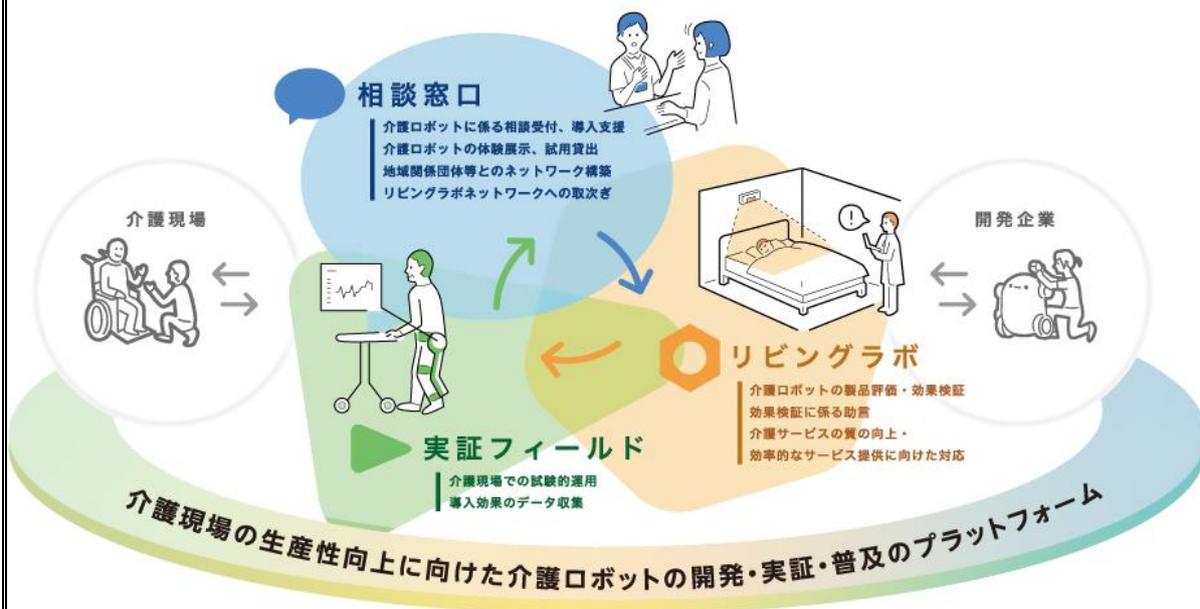
(出典) 厚生労働省

「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)の利活用のための自治体職員向け手引き」

トピック 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

介護人材の不足が深刻な社会的課題となる中、その解決策の一つとして、高齢者の自立支援の促進、質の高い介護を実現するためのICTや介護ロボットなどのテクノロジーの活用が期待されています。一方で、介護現場では、「どの種類の介護ロボットを選んでよいかわからない」、「現場が忙しく業務改革に取り組めない」といった声も少なくありません。また、開発企業は、より介護現場のニーズに合った製品開発を進めていくことなどが求められています。

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業は、地域における相談窓口の設置、介護ロボットの評価・効果検証を実施するリビングラボ（開発の促進機関）を含む関係機関のネットワークの形成、実証フィールドの整備などを行うことで、全国版プラットフォームを構築し、介護ロボットの開発・実証・普及の流れを加速化することを目指しています。



(出典) 株式会社 NTT データ経営研究所 / 厚生労働省

「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業」ホームページ

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.9倍の35万7千人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しました。
- 2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年（令和22年）には本県の高齢者人口は総人口の32.9%に達し、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。
- そのため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステム^{*}を深化・推進していくことが求められています。

目指すべき方向性

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

指標

指標	第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合					
	第8期計画			第9期計画		
	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
計画値	9.7%	10.1%	10.4%	10.6%	10.8%	11.0%
実績値	9.9%	10.1%	10.4%	—	—	—

(注)各年度9月末現在

指標の考え方

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図ります。

主要施策1 データを活用した地域分析支援

要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などは地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められます。県は市町村のこの取組を支援します。

主要施策の方向

◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

構成施策① データを活用した地域分析支援

○ 地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。

○ 県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
228	地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析(県)	地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース(KDB)システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。また、市町村が行う地域分析を支援します。 市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会の開催回数	9回	9回	9回	9回	9回

キーワード 地域包括ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

(URL : <https://mieruka.mhlw.go.jp/>)

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ① 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

本システムは、平成27年の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができます。住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。

主要施策2 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

構成施策① 自立支援・重度化防止の支援

○ 広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	44	3
介護予防市町村支援事業(県)	85	96
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)		97
介護・認知症未病改善プログラム事業(県)	124	169

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
住民主体の通いの場の参加者数	71,233人 (見込み)	93,200人	101,500人	102,900人	104,300人
住民主体の通いの場等で活躍するボランティア・専門職向け研修の修了者数	初任者研修	78人	150人	150人	150人
	リハビリテーション専門職向け基礎研修	84人	150人	150人	150人

主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携し、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

主要施策の方向

◇ ICTも活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

○ 県は、地域包括支援センター※が円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
229	在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	在宅医療関係者の多職種連携研修や在宅医療の処置やケアなどのスキル向上に向けた研修等に必要な経費に対して補助することにより、在宅医療を担う人材を育成し、県内の在宅医療を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
生活支援コーディネーター※研修(県)	56	15

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数(再掲) (本掲はP45)	176人	200人	200人	200人	200人

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.9倍の35万7千人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

目指すべき方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者と、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、一体的に介護保険給付適正化に取り組みます。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

指標

指標	適正化主要3事業の県内市町村における実施率		
	項目	R3 実施率	R8 目標
主要 3事業	要介護認定の適正化	97%	100%
	ケアプランの点検	82%	100%
	医療情報との突合・縦覧点検	100%	100%
指標の考え方	県内市町村における適正化事業の着実な実施に向けた支援を推進することで、適正化主要3事業の県内市町村実施率を2026年度（令和8年度）末までに100%とします。		

主要施策 1 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことです。

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

➤ 介護給付適正化に向けた役割

実施主体	主な役割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合）などの実施
神奈川県 国民健康保険 団体連合会	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性がある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

➤ 市町村（保険者）の取組（主要3事業）

市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

区分	内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
ケアプランの点検 住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与調査	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して保険者がケアプランの点検を実施します。 住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

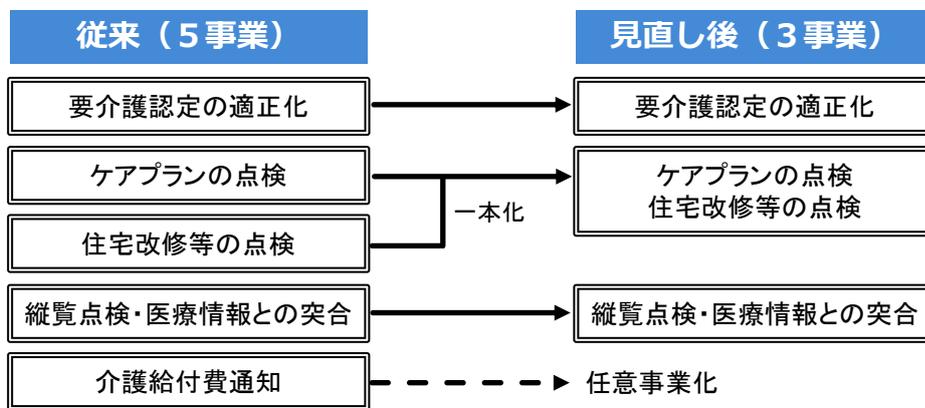
解説 介護給付適正化主要事業の見直しについて

介護給付適正化については、厚生労働省の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、県及び各保険者において「介護給付適正化計画」を策定し、取り組んできました。

これまで、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけ、各保険者において、その実施に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年12月に取りまとめられた国の社会保障審議会介護保険部会意見書において、「介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要である。」「給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。」と整理されました。

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ります。



➤ **県の取組**

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、神奈川県国民健康保険団体連合会（県国保連）と連携し、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

介護サービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し、市町村と共有化します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
230	介護給付等費用適正化事業(市町村)	介護給付適正化主要3事業を実施します。
231	介護給付適正化推進特別事業費国保連補助(県)	県国保連が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」に対し補助金を支出し、国保連介護給付適正化システムを活用して事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効果的・効果的な事業を実施する保険者を支援します。